大阪府立体育会館の

管理運営方法に関する

「サウンディング型市場調査」実施要領

大阪府教育庁教育振興室

保健体育課

令和元年　１２月

１　はじめに

大阪府立体育会館（以下「体育会館」という。）は、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供することを目的に大阪府の競技スポーツ・生涯スポーツの拠点施設として設置しました。

体育会館の管理運営にあたっては、利用者サービスの向上や経費の節減を図ることはもとより、民間の経営手法や人材･技術力などの活力を最大限に活かした運営を行うことにより、施設を有効利用した事業展開を図るなど、魅力的な施設運営を目指しており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び大阪府立体育会館条例（昭和61年大阪府条例第30号）第４条の規定に基づき、平成18年（2006年）度より指定管理者による管理を行っているところです。

体育会館は指定管理者の経営手法や人材･技術力などの活力を最大限に活かした管理運営により、幅広い年齢層にご利用いただいている一方で、厳しい財政状況の中で昭和62年(1987年）竣工から30年あまりが経過し、大規模な設備更新や施設の更なる活性化等も求められてきています。

本調査では、体育会館が将来にわたり府民に愛される魅力あるスポーツ施設となるよう、「大阪府立体育会館の管理運営方法に関するサウンディング型市場調査」として、民間事業者等の皆様との「対話」を通じて、その活用方法や事業手法について、指定管理者制度をふまえたうえでの自由かつ実現可能なアイデアを広くお聞きしたいと考えています。

２　提案概要

（１）目的

本調査では、体育会館の恵まれた立地を活かしながら、より集客効果のあるイベントや施設改修の実施など、体育会館が、将来にわたり多くの府民に利用される施設とするためのアイデアを募集します。現在の体育会館の施設・空間を最大限ご活用いただいたうえで、自由かつ実現可能なアイデアを期待します。

調査結果については、今後の管理運営方法の検討において参考にさせていただくとともに、可能なものは、令和２年度に実施予定の指定管理者の募集要項の条件等に反映させます。

なお、現在、体育会館は指定期間を５年としていますが、大規模な設備更新や施設の更なる活性化等も求められているところ、５年間では対応できない課題や更なる施設の活性化に対応していくため、指定期間を長期化（５年超）することを視野に入れています。

今後の管理運営方法や公募条件を検討するうえで、民間事業者の皆様から広く意見・提案をお願いしたく、ぜひご参加ください。

「サウンディング型市場調査」とは

民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査で、事業を検討するに当たり、検討の早い段階での民間事業者との対話を通じ、利活用の方向性、市場性の有無、市場性の確保に向けたアイデアを得ることにより、幅広い検討を可能とするものです。

（２）提案の内容

　　指定期間について長期化（５年超）することにより可能となる「収支改善」や「施設改修」を提案してください。

　（例）・既存大型設備の改修

・空間の特性を活かしたプログラム、取組み　など

（３）提案書の取扱い

提案書については、次のとおり取り扱います。

・ご提案いただいたアイデアに係る知的財産権は提案者に帰属するものとし、提案書及び提案者については、非公開とします。

・ご提案いただいたアイデアについては、次期指定管理者の募集要項等に活用させていただく場合があります。

・ご提案内容の評価は行いません。

・今回の応募の有無は、次期指定管理者公募への申請要件とはしません。（指定管理者の公募での評価には影響しません。）

・ご提案いただいた内容にかかる疑義については、個別に連絡します。

・ご提案いただいた内容について、後日ヒアリングやアンケート等をお願いすることがあります。

・ご提案いただいた書類の返却はできません。

３　特に提案を求めたい事項

５年の指定期間では対応が難しい大規模改修や収益増の取組み等、特にご提案を頂きたい項目として、次の５項目を設定しています。項目ごとに、柔軟な発想によるアイデアをご提案ください。（必ずしもすべての項目を提案いただく必要はありません。）

施設の改修や、既存施設の他用途への転換についてのご提案は、目的、種類･内容、規模･投資予定額、時期など、可能な限り、具体的に記載してください。

　なお、提案にあたっては、指定期間を５年超としたうえで、ご提案ください。

(1)必要な指定期間（５年超）

(2)施設の管理方法

 (3)集客増および収支改善の取組み

 (4)条例等の制限（料金設定や営業時間等）を無くした場合の取組み

(5)上記のほか、府に対する要望などご自由にご提案ください。

＜以下、ご提案いただきたいポイントを例示として記載しています。＞

(1)必要な指定期間（５年超）

　初期投資回収期間等を踏まえた、必要な指定期間とその理由

　　・年間の投資計画、収支計画　など

(2) 施設の管理方法

①施設の大規模改修計画

　　・音響設備や映像表示装置の大型設備の更新

　　・照明のLED化、トイレの洋式化、バリアフリー化　など

　②管理方法の新たな取組み

　　・光熱水費の節減

　　・施設内の模様替えやその際の投資規模

　　・予約システム、キャッシュレス決済導入などの利用者サービス向上方策　など

(3) 集客増および収支改善の取組み

　①イベントの展開（どの時期にどのようなイベントを誘致・実施し、どれくらいの集客を見込むか。）

・目玉イベントや新規イベントの打ち出し、文化イベント、外部からのイベント誘致方策、公の施設としての公共性・公平性の確保方策

・各種スポーツ教室の開催　など

　②立地やストックを活かした取り組み

　　・周辺施設（スポーツジム等）との連携　など

③利用者数増の取組み

　　・会議室の稼働率増への取組み

　　・広報戦略に関する取組み　など

　④施設の有効活用

　　・ピロティなど未利用空間や利用率の低いスペースを活用する取組み

　⑤顧客満足度の向上

　　・アンケート等の結果をふまえた取組み

(4) 現状の条例等の制限（料金設定や営業時間等）を無くした場合の取組み

・適切な施設の利用料金の設定（現在の利用料金表については資料１）

・早朝、深夜の営業（現在の開館時間については資料２）

・指定管理者制度以外の管理運営方法　など

(5) 上記(1)～(4)のほか、府に対する要望などご自由にご提案ください。

（参考）

**大阪府立体育会館条例（抜粋）**

（利用料金）

第十一条　指定管理者は、会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自らの収入として収受することができる。

２　前項の規定により利用料金を指定管理者が収受する場合においては、会館を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

４　前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。

５　指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

６　別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

**大阪府立体育会館条例施行規則（抜粋）**

（開館時間）

第二条　会館の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、条例第四条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

２　指定管理者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、開館時間変更申請書(様式第一号)を委員会に提出しなければならない。

４　応募手続等

（１）提案募集のスケジュールについて

提案募集のスケジュールは次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和 元年12月24日(火)～1月24日(金) | 実施要領の配布 |
| 令和 2年　1月14日(火) | 現地説明会 |
| 令和 2年　1月14日(火)～1月17日(金) | 質問の受付 |
| 令和 2年　1月22日(水)(予定) | 質問の回答 |
| 令和 2年　1月29日(水)～1月30日(木) | 応募書類の提出(持参の場合) |
| 令和 2年　1月30日(木)必着 | 応募書類の提出(郵送の場合) |
| 令和 2年　1月31日(金)～ | 提案内容の確認(ヒアリング等） |

（２）応募資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

1. 日本国内に営業所又は事務所を有していること
2. 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
3. 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法第244条の２第11項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しないもの。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から２年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しないものとみなす。

イ　地方自治法施行令第167条の４の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

ウ　民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ　募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

（３）必要な書類

・応募する法人等は、次表に掲げる書類を必要部数提出してください。

・必要書類に不備がある場合は、応募を受け付けることができない場合があります。

・連合体で応募する場合は、下記③～⑤の書類は、代表する法人等に関するもののみで結構です。

・提出された書類の内容を変更することはできません。

・応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

・応募の際の使用言語は日本語とし、使用する単位はメートル法を、数字はアラビア数字を用いてください。

(提出書類一覧)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 様式 | 部数 | 備考 |
| 1. 応募申込書
 | 様式１ | 正本１部 |  |
| 1. 誓約書
 | 様式２ | 正本１部 |  |
| 1. 法人等の定款
 | 任意様式 | １部 | 直近のもの |
| 1. 法人等の概要書
 | 任意様式 | １部 |  |
| 1. 法人等の決算報告書
 | 任意様式 | １部 | 直近のもの |
| 1. 提案書
 | 様式３ | 正本１部 |  |

（４）応募方法

①実施要領について

下記の期間中、大阪府教育庁教育振興室保健体育課のホームページにてダウンロードできます。

期間　令和元年12月24日(火)～令和2年1月24日(金)

http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/sisetu/taiikukaikan.html

※大阪府教育庁教育振興室保健体育課（大阪市中央区大手前３丁目２－１２　府庁別館６階）においても、ご用意しております。

②現地説明会

(ｱ)　開催日　　令和２年1月14日(火)　13時から16時まで

(ｲ)　開催場所　大阪府立体育会館

(ｳ)　参加申込　説明会参加申込書（様式４）に必要事項を記入の上、1月9日(木曜日)までにE－mailで送付してください。申し込みのあった法人等には、説明会の詳細について、お知らせします。

E-mail送付先：大阪府教育庁教育振興室保健体育課

（E-mail: kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※現地説明会の参加について

提案募集に応募しようとする法人等は、できる限り説明会に参加してください。（ただし、説明会に参加していない法人等であっても提案募集に応募いただけます。）

また、一法人等につき、２名程度の参加としてください。

③質問の受付・回答

(ｱ)　本件事業に関して質問があれば、質問票（様式５）をE-mailで送付してください。

電話、FAX、来訪による質問の回答は行いません。

E-mail送付先：大阪府教育庁教育振興室保健体育課

（E-mail: kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp）

(ｲ)　質問の受付期間　令和2年1月14日(火)～1月17日(金)

(ｳ)　質問に対する回答は、令和2年1月22日(水)（予定）に、大阪府教育庁教育振興室保健体育課のホームページに掲載する予定です。

　　 http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/sisetu/taiikukaikan.html

④応募書類の提出

応募書類は、持参又は郵送により提出をお願いします。FAX、E-mailによる提出はできません。なお、提出先は下記のとおりです。

(ｱ)　持参の場合

・提出期限　令和2年1月30日(木) 18時まで

・提出場所　大阪府教育庁教育振興室保健体育課（大阪府庁別館６階）

(ｲ)　郵送の場合

・提出期限　令和2年1月30日(木)必着

・郵 送 先　郵便番号540-8571

大阪市中央区大手前３丁目２－１２　府庁別館６階

大阪府教育庁教育振興室保健体育課　大阪府立体育会館　担当宛

４．対象施設の概要

（１）体育会館概要

【施設の基本情報】

|  |  |
| --- | --- |
| 設置目的 | 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供するため。 |
| 開設年月日 | 昭和６２年(１９８７年)２月１４日※平成３１年(２０１９年)４月現在経過年数３２年 |
| 所在地等 | 〒５５６－００１１　　大阪市浪速区難波中３－４－３６　　TEL０６－６６３１－０１２１ |
| 敷地面積（敷地所有者） | ８，３５６㎡　（大阪府） |
| 建物規模（施設構造） | 地上４階、地下２階、塔屋１階　（鉄骨・鉄筋コンクリート造）詳細については資料３ |
| 延床面積（建物所有者） | ２８，２０６㎡　（大阪府） |
| ネーミングライツ | 平成２７年（２０１５年）９月～令和５年（２０２３年）８月愛称：エディオンアリーナ大阪 |
| 主な施設内容 | 〇第１競技場・フロア面積：３，０１０㎡（７０ｍ×４３ｍ）　固定席：３，１３１席〇第２競技場・フロア面積：９１２．６㎡（３３．８ｍ×２７ｍ）〇柔道場・フロア面積：４５０㎡（２４８畳／２９ｍ×１５．５ｍ）〇剣道場・フロア面積：４５０㎡（２９ｍ×１５．５ｍ）〇多目的ホールＡ～Ｄ・Ａ～Ｄ：３３０㎡（２７．５ｍ×１２ｍ）定員２４０名・Ａ，Ｄ：各９５㎡（各７．９ｍ×１２ｍ）定員各６３名・Ｂ，Ｃ：各７０㎡（各５．８ｍ×１２ｍ）定員各４２名〇その他・会議室４室、特別室 |

【指定管理者について】

・平成18年(2006年)4月　指定管理者制度導入　指定管理者「南海グループ」

・平成23年(2011年)4月　指定管理者「南海ビルサービス」

・平成28年(2016年)4月～令和3年(2021年)3月

指定管理者「南海ビルサービス・ミズノグループ」 代表 南海ビルサービス株式会社

納付金額：7.1億円（５年契約）

※各年度の実績における総収入額が総支出額を上回った場合は、一定の割合を当該年度

の納付金に加算するものとする。

【利用人数および収支状況】

資料４，５，６のとおり

【主なイベント実績】

主要イベント実績については資料７のとおり

【施設の外観および各競技場】

　　　　　

　　　　　　　　外観　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体構造

　　　　　

　　　　　　第１競技場　　　　　　　　　　　　　　　　　 第２競技場

【関連条例・規則】

・大阪府立体育会館条例（資料８）

・大阪府立体育会館条例施行規則（資料９）